

## 美里町東部地区活性化施設指定管理者募集要項

美里町では、公の施設である美里町東部地区活性化施設の管理運営業務について、設置目的をより効果的に達成するため、指定管理者制度を導入することとし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、美里町東部地区活性化施設条例（平成24年美里町条例第2号）第3条及び美里町公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例（平成16年美里町条例第70号）第2条の規定に基づき、東部地区活性化施設の指定管理者を募集します。

### 1 施設概要

名称	美里町東部地区活性化施設（物産館）
所在地	美里町畝野 632 番地 5
施設の沿革	平成24年10月供用開始
建物構造	木造平屋建て
面積	敷地面積 1710.86㎡ 建物床面積 物産館：191.3㎡ 野菜売り場：31.5㎡ 屋外トイレ：57.8㎡
施設内容	物産館、加工室、食堂室、厨房室、倉庫、事務所、屋外トイレ
現在の管理運営状況	町による直営
備品等	別記3【備品台帳】のとおり

### 2 基本方針及び管理運営業務基準等

#### （1）管理運営等の基本方針

美里町東部地区活性化施設の管理運営を実施するに当たっては、自らの創意工夫を活かし、美里町東部地区活性化施設条例第1条に定める「美里町東部地区の活性化推進施設」としての役割を十分に発揮できる施設運営を行うために、次に掲げる方針に沿って行うこと。

- ① 美里町東部地区を基盤とした地域間交流促進及び産業振興を図ること。
- ② 地域住民、利用者及び生産者等の意見を管理運営に反映させること。
- ③ 施設の効率的な管理運営を行い、管理運営費の縮減に努めること。
- ④ 施設の利用については、平等かつ公平な取り扱いをすること。

#### （2）管理運営業務基準等

別添「美里町東部地区活性化施設管理運営業務仕様書」のとおり。

### 3 指定期間及び指定管理料

#### （1）指定期間

令和7年7月1日から令和12年3月31日までの5年間とします。ただし、管理を継続することが適当でないとき、指定を取り消すことがあります。

## (2) 指定管理料

施設の管理に要する経費は、本施設における事業収入によって賄うこととし、指定期間中に町が支払う指定管理料の額は無料とします。

※町が直接行う業務に関わる経費や、次に掲げる経費については、町が負担するものとします。

- ① 施設及び附帯設備の1件、10万円以上（消費税を含む）の小破修繕費
- ② 大規模修繕費
- ③ 浄化槽の維持管理に関する経費
- ④ その他、協議で定める経費

## 4 募集スケジュール

項目	実施方法等	日程（予定）
公募開始（公告）	美里町公式HPに募集の広告を掲載	令和7年4月4日（金）
申請書提出期間	郵送又は直接持参	令和7年4月7日（月） ～5月2日（金）
現地説明会	「8 現地説明会の実施」を確認	令和7年4月18日（金） ※必要に応じて実施
質問書受付期間	FAX又は電子メールにて受付	令和7年4月7日（月） ～4月18日（金）
質問書に対する回答	FAX又は電子メールにて受付	令和7年4月23日（水）
1次審査[書類審査]	美里町役場 祇用庁舎内	令和7年5月上旬
2次審査 [プレゼンテーション]	美里町役場 祇用庁舎内	令和7年5月13日（火）
審議会選定結果通知・公表	通知書送付及び美里町公式HPに掲載	令和7年5月下旬
議決予定日		令和7年6月中旬
協定書締結予定日		令和7年6月下旬

※日程につきましては、変更する場合があります。

## 5 応募資格

応募資格は、次の要件を全て満たす法人、その他の団体とします。

- ① 地方自治法施行令第167条の4に該当しないこと。
- ② 美里町から指名停止措置を受けていないこと。
- ③ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。
- ④ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- ⑤ 県税、法人税、消費税（地方消費税含む）、町税等の滞納がないこと。

※複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次の事項について留意してください。

- ・代表団体を選出し、町とのやり取りについては代表団体が行ってください。
- ・申請については、一申請者につき一提案に限ります。なお、グループの構成員は他のグループの構成員となり又は単独で申請を行うことはできません。また、代表団体は「5応募資格」①～⑤のすべてを満たすことが必要で、その他の構成員は②を除くすべての要件を満たすことが必要です。

## 6 応募申請手続き

### (1) 申請書類

- ① 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- ② 美里町東部地区活性化施設指定管理者事業計画書（様式第2号）及び管理業務の収支予算書（様式第3号）
- ③ 法人（団体）概要書（様式第4号）
- ④ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- ⑤ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本（登記事項証明書）
- ⑥ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
- ⑦ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類
- ⑧ 納税証明書
  - ア 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
  - イ 熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
  - ウ 美里町の町税（同町税が課税されていない者で町外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の市町村税）について未納がないことの証明書

※その他の団体の場合は、団体の代表者について市町村民税について未納がないことの証明書を提出すること。

⑨ 誓約書（様式第6号）

※複数の法人等でグループを構成して申請する場合は下記の書類も提出してください。

- ・「グループ構成団体一覧表」及び「申請手続等に関する委任状」を提出し、③～⑨については構成団体それぞれについても提出してください。

※町が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

(2) 申請書提出期間

令和7年4月7日（月）から令和7年5月2日（金）まで

（上記期間中、土日、祝日除く午前8時30分から午後5時まで受付）

(3) 提出先

〒861-4732 熊本県下益城郡美里町三和420番地

美里町役場 砥用庁舎 美しい里創生課

電話番号：0964-47-1111 FAX番号：0964-47-0110

(4) 提出部数

正本1部、副本6部（副本についてはコピー可）

※郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時までに必着すること。

※FAX、電子メールでの提出は認めません。

## 7 質問事項の受付及び回答

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

(1) 受付期間

令和7年4月7日（月）から令和7年4月18日（金）まで

(2) 受付方法

質問書（様式第5号）に記入のうえ、FAX又は電子メールで提出してください。

FAX番号：0964-47-0110

メールアドレス：seisaku@town.kumamoto-misato.lg.jp

※件名を「指定管理者公募関係質問書」としてください。

※FAXの場合は、受信の有無を電話等で確認してください。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和7年4月23日（水）午後5時までに応募事業者全員に対し、質問受付期間に受領した全ての質問内容及び回答をFAXにて送信します。

## 8 現地説明会の実施

現地説明会を、次により開催します。参加を希望される場合は、令和7年4月15日（火）までに説明会参加申込書（様式第7号）を電子メール又はFAXで提出して下さい。

(1) 開催日時

令和7年4月18日（金） 午後2時から1時間程度

※予備日：令和7年4月21日（月）同時間

※予備日に現地説明会を希望される場合は、現地説明会参加申込書（様式第7号）の備考欄に理由を記入し、電子メール又はFAXで提出して下さい。

## (2) 開催場所

美里町東部地区活性化施設（物産館よんなっせ）

※電子メールの場合は、件名を「指定管理現地説明会申込」としてください。

※参加者数は1団体につき2名までとします。

## 9 指定管理候補者の選定等

### (1) 選定方法等

指定管理候補者の選定は、次により選定します。

- ① 1次審査として、申請書等提出書類により応募資格、提出書類等に不備がないかを審査します。
- ② 2次審査として、外部の有識者5名で組織する指定管理者選定審議会において、行い、町が定める審査基準で採点し、最も評点が高い者を審議会の指定管理候補者とします。  
なお、委員5名の合計点（500点満点）が250点に満たなかった場合は、指定管理者候補者の選定の対象としないものとします。  
また、最終的には審議会の選定結果を踏まえ、町において指定管理候補者を選定します。

### (2) 審査基準及び配点

NO	審査基準	審査項目	配点
1	住民の平等な利用を確保することができるものであるか	施設の設置目的及び管理運営方針	20
		住民の施設の平等な利用確保	
2	事業計画書の内容が、当該公の施設の効果を最大限に発揮させるものであるか	利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	20
		サービス向上を図るための具体的手法及び期待される効果	
		施設の維持管理の内容、適格性及び実現可能性	
3	事業計画書の内容が、管理に係る経費の縮減が図られるものか	施設の管理運営に係る経費の内容	10
		収支計画の的確性及び実現可能性	10
4	事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しているか	安定的な運営が可能となる人的能力	20
		安定的な運営が可能となる経営的基盤	
		類似施設の運営実績	
5	その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項	対象地域住民の管理運営への関与	20
		対象地域への貢献	
合 計			100

## 10 選定審議会（2次審査）

指定管理候補者選定のため下記のとおりプレゼンテーションを実施します。

### (1) 実施日・場所

日時：令和7年5月13日（火）（予定）

場所：美里町役場 砥用庁舎 多目的会議室（予定）

### (2) その他

実施時間や機材の使用、参加人数等の詳細については、1次審査結果通知と併せて通知します。

## 11 無効又は失格

本要項中に記載している条件を満たしていない場合、また、次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- ① 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
- ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ③ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ④ 虚偽の内容が記載されているもの
- ⑤ その他、選定審議会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるもの

## 12 選定結果等の公表

応募状況については、申請した団体の名称について公表します。

選定結果については、各申請者に文書で通知するとともに、町のホームページ上で、各申請者の得点状況、指定管理候補者の選定理由等を公表します。

## 13 指定管理者の決定

### (1) 指定管理者の決定

指定管理者は美里町議会の議決を経て指定されます。

### (2) 協定の締結

議決後に町と指定管理者との間で協定を締結します。

## 14 業務の引継ぎ等

令和7年7月1日からの管理運営が円滑に開始できるよう、指定管理者はこれまで管理を受託してきた者と業務の引継ぎを十分に行ってください。引継ぎに要する費用は指定管理者の負担とします。

## 15 その他留意事項

- ① 提出された書類は返却いたしません。
- ② 申請書等の作成及び提出等に要する経費はすべて申請者の負担とします。
- ③ 提出された書類は、美里町情報公開条例上の非公開の取り扱いになるものを除き、公文書公開の対象となるので留意してください。

## 16 添付様式・資料

- ① 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- ② 美里町東部地区活性化施設指定管理者事業計画書（様式第2号）
- ③ 美里町東部地区活性化施設管理業務の収支予算書（様式第3号）
- ④ 法人（団体）概要書（様式第4号）
- ⑤ 質問書（様式第5号）
- ⑥ 誓約書（様式第6号）
- ⑦ 説明会参加申込書（様式第7号）
- ⑧ 美里町東部地区活性化施設管理運営業務仕様書
- ⑨ 美里町東部地区活性化施設の管理運営に関する基本協定書（案）